

民法改正その1 一契約に関する規定の改正



改正民法の施行

2017年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律」(以下「改正民法」といいます)が、2020年(令和2年)4月1日から施行されます。

中でも契約に関する規定は、明治期の民法成立以来、約120年ぶりの改正であり、世の中に様々な影響を与えることが各種報道でも取り上げられています。

以下では、今回の改正のうち重要な箇所を抜粋してご紹介いたします。

1 売買契約関係

① 「隠れた瑕疵」から「契約不適合」へ

現行民法において「隠れた瑕疵」(現行民法570条)を対象としていた瑕疵担保責任につき、改正民法では「瑕疵」という難しい用語が消え、代わりに「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき」(「契約不適合」改正民法562条)と規定されるようになりました。

また、「隠れた」という要件が消え、買主が契約不適合の事実を知っていたか否かは、担保責任の存否には影響しないことになりました。

② 買主の追完請求権

改正民法では、買主は、目的物の品質等に契約不適合があった場合、売主に対して追完請求権(「修理せよ」など)行使することができるようになりました(改正民法562条1項、565条)。

③ 危険負担

特定物(中古車・中古住宅など特定された目的物)の売買において、売主が買主に目的物を引き渡した時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失または損傷したとき、買主は、その滅失または損傷を理由とする履行の追完の請求、代金減額請求、損害賠償請求および契約の解除をすることができないものとされました(改正民法567条)。

④ 契約の解除

従来、契約解除の要件とされてきた「債務者の帰責事由」が、解除の要件から除外されました。

2 賃貸借契約関係

① 敷金規定の明文化

現行民法では明文化されていなかった敷金に関する規定が新設されました(改正民法622条の2)。

② 一部減失と賃料減額

賃借物件の一部の使用収益ができなくなった場合について、賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は使用できなくなった部分の割合に応じて減額されるという規定が設けられました(改正民法611条)。

③ 収去義務・原状回復義務の明文化

賃貸借終了後の収去義務・原状回復義務について、賃借人の収去義務・原状回復義務を明記する規定が設けられました(改正民法621条)。

3 請負契約関係

① 仕事割合に応じた報酬

請負人がすでにした仕事のうち、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、残りの仕事を完成させることができなくても、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できることが明文化されました(改正民法634条)。

② 担保責任ルールの一本化

請負の担保責任について、契約法における担保責任の一本化に伴い、売買の規定が準用されることになりました。

この度の民法改正に伴い、従来使用してきた定型の契約書式に変更を加えた方が良い例がまだ見られます。ご不安な点等ございましたら、守口門真総合法律事務所までご相談ください。



- 京阪電車「守口市駅」西出口(南側)より徒歩1分
- 地下鉄谷町線「守口駅」③出口より徒歩8分
- 近隣有料駐車場多数あり

営業時間 平日 9:00~18:00(土・日・祝除く)※要予約
※事前にご予約いただければ、上記時間外も相談可能

お問い合わせ お気軽にご連絡ください。

06-6997-7171

ホームページ <https://murakami-law.org>



守口門真総合法律事務所

〒570-0056 大阪府守口市寺内町 2-7-27 富士火災守口ビル 5階

守口門真総合法律事務所

もりかど通信



2019年 夏号
Vol.12

ご挨拶

謹啓 季夏の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。守口門真総合法律事務所 所長弁護士の村上和也でございます。



所長弁護士 村上 和也

5月1日より「令和」時代がスタートして3か月を過ぎようとしておりますが、みなさまの生活はいかに変わり、どのようにお感じになっていることでしょうか。当事務所内でも書面に書かれた「令和」という言葉に少しずつ慣れつつある状況です。万葉集から引用された言葉とのことです、「一人ひとりの日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる」という願いを込めたこの時代が、皆様にとって素晴らしいものになることを願っております。当事務所も、一人でも多くの方の不安を明日への希望を持って安心に変えられるお手伝いができるよう一層努力して参る所存でございます。

さて、ご存知の方もいらっしゃることと存じますが、民法が120年ぶりに大改正されました。現行民法の財産編は、明治29年(1896年)に制定された後、大きな改正が施されることがなかったため、社会的・経済的状況の変化に対応する必要や、国民一般にわかりやすい規定にする等の必要がありました。そこで、2017年(平成29年)4月に衆議院を、5月に参議院を通過し、6月2日に公布されるに至りました。

120年ぶりの大改正であったため、様々な業界に影響があることから、法改正に関するセミナー実施のニーズがあると感じております。

さっそく、顧問先様や法人様からの御依頼で、債権法(特に、賃貸借契約や売買契約)の分野に関する法改正セミナーを実施する機会を与えていただき、そのニーズに応えられるよう日々情報収集をしている次第でございます。

また、個人の方に対しては、終活セミナーなどを実施して、相続法分野の法改正について情報発信させていただいている(今回のニュースレターでも法改正についてのコラムを掲載しておりますので、ぜひご覧いただければと存じます)。

法律改正のみならず、運用の変更等に伴って、顧客の方々にどのような法的ニーズがあるかを常に探し、それに応えられるよう所員一丸となって取り組む所存です。今後とも、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

